

# 桶川市いじめ防止等基本方針

平成27年2月

(平成30年1月改定)

桶 川 市

## 目 次

はじめに .....	1
第1 基本理念 .....	1
第2 いじめ等の定義 .....	2
1 いじめの定義 .....	2
2 「重大事態」の定義 .....	2
3 その他の語句の定義 .....	2
第3 いじめの未然防止等のために市が実施する施策 .....	2
1 「桶川市いじめ防止連絡協議会」の設置と役割 .....	3
2 「桶川市いじめ対策委員会」の設置と役割 .....	3
3 「桶川市いじめ問題再調査委員会」の設置と役割 .....	4
4 教育委員会が実施する施策 .....	4
第4 いじめの未然防止等のために学校が実施すべき施策.....	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定 .....	6
2 学校におけるいじめの未然防止等の対策のための組織 .....	7
3 学校におけるいじめの未然防止等に関する対応 .....	9
4 いじめに対する対応 .....	12
第5 重大事態への対処 .....	15
1 重大事態への対処の流れ .....	15
2 教育委員会又は学校による調査 .....	16
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 .....	20
第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....	20

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、同時に、いじめはいじめの当事者だけではなく、それが繰り返されることによって、周りにいる児童生徒にも大きな影響を与えるものである。

「桶川市いじめ防止等基本方針（以下、「基本方針」という。）」は、桶川市民憲章（昭和55年11月1日告示第49号）の精神にのっとり、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### ○桶川市民憲章

中山道の宿場町として、永い歴史と文化に培われてきた自然豊かな桶川市、わたくしたちは、ここに住むことをほこりとし、より明るい豊かな郷土を築くため、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、おもいやりと助け合いの心を大切にし、明るい桶川を築きます。
- 1 わたくしたちは、からだを鍛え教養を高め文化を大切にし、うるおいのある桶川を築きます。
- 1 わたくしたちは、平和を愛し勤労を尊び家庭を大切にし、豊かな桶川を築きます。
- 1 わたくしたちは、約束を守り責任をはたし礼儀を大切にし、心のふれ合う桶川を築きます。
- 1 わたくしたちは、緑を守り育て自然を大切にし、美しい桶川を築きます。

## 第1 基本理念

市は、法第3条の基本理念のもと、次のとおり市としての基本理念を定め、全ての児童生徒が健やかに成長していくために、いじめの根絶を目指し強い決意で取り組んでいく。

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護する

ことが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 第2 いじめ等の定義

### 1 「いじめ」の定義

市は、「いじめ」を、法第2条により「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

### 2 「重大事態」の定義

市は、法第28条に定める「重大事態」を次のとおりとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 3 その他の語句の定義

基本方針で使われる語句は、次のとおりとする。

- (1) 「市」とは、桶川市をいう。
- (2) 「教育委員会」とは、桶川市教育委員会をいう。
- (3) 「学校」とは、桶川市立小・中学校をいう。
- (4) 「児童生徒」とは、桶川市立小・中学校に在籍する児童及び生徒をいう。

## 第3 いじめの未然防止等のために市が実施する施策

○いじめ防止対策推進法より

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ

防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

## 1 「桶川市いじめ防止連絡協議会」の設置

市は、法第14条第1項により「桶川市いじめ防止連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の委員は、市長が委嘱または任命し、いじめの防止等に関係する機関及び団体を代表する者や有識者等で構成する。

会議は年2回開催し、その所掌は次のとおりである。

- (1) いじめの防止等に関する施策の推進及び連絡調整に関すること。
- (2) その他いじめの防止等に必要な事項に関すること。

## 2 「桶川市いじめ対策委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項により、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の

下に、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、「**桶川市いじめ対策委員会**」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会の委員は、教育長が委嘱し、教育、法律、心理学等についての専門的知識及び経験を有する者で構成される。

会議は年3回開催し、その所掌は次のとおりである。

- (1) 市内におけるいじめの問題の現状把握、分析等に関すること。
- (2) いじめの解決に必要な事項に関すること。
- (3) 法第28条に定める重大事態のうち、学校における調査が困難であると認められる場合の調査に関すること。

### 3 「桶川市いじめ問題再調査委員会」の設置

重大事態が発生し、市長が学校より法第28条第1項の規定による報告を受けた際、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項により附属機関として「**桶川市いじめ問題再調査委員会**」（以下「再調査委員会」という。）を設置して、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行う。

再調査委員会の委員は、市長が委嘱し、公平性・中立性を確保するため、連絡協議会や対策委員会以外の者のうち、教育、法律、心理学等についての専門的知識及び経験を有する者で構成される。

### 4 教育委員会が実施する施策

- (1) 各学校を支援する。
  - ア カウンセラー等を配置し、活用を推進する。
  - イ 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する。
  - ウ いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る。
  - エ いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図る。
  - オ 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。
  - カ ネットいじめへの対応を推進する。
  - キ 学校評価等実施上の留意点を周知する。
  - ク 児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る。
  - ケ いじめに対する措置。

○いじめ防止対策推進法より

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめ

の事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(2) 相談しやすい環境を整備する。

- ア 児童生徒や保護者を対象とする電話等による相談体制を整備する。
- イ 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。
- ウ 保護者・児童生徒向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。
- エ 児童生徒を対象に相談窓口広報カードを作成し、市内の学校等を通じて配布する。

(3) 市や家庭・地域・関係団体との連携を図る。

- ア 関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する。
  - (ア) 学校の枠を超えた活動の場を提供する（児童生徒が学校以外の仲間づくりができる場を創出し、相談しやすい環境づくりを支援する。）。
  - (イ) ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。（ネットパトロールの取組を継続的に実施）
  - (ウ) いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した中学校がある場合は、学校からの要請に基づいて、埼玉県警察スクールサポーターの派遣について支援する。
  - (エ) 学校と埼玉県警察との連携を密にすることにより、いじめ問題の解決への連携を図る。
  - (オ) 学校と埼玉県警察が連携して、いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施する。
- イ 保護者のいじめ早期発見・対応を支援する。
  - (ア) 保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向けの啓発資料を作成・配布する。
- ウ 学校応援団やスクールガードリーダー等による学校とのいじめ防止に関する連携を推進する。
  - (ア) 学校応援団などの通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。

(4) いじめを許さない気運を醸成する。

- ア 11月の「いじめ撲滅強調月間」を機会に、市民の意識の高揚を図る。
  - (ア) 平成24年11月20日に、埼玉県知事、埼玉県教育委員会委員長、埼玉県警察本部長等により宣言された「いじめ撲滅宣言」を周知する。
  - (イ) いじめ撲滅キャンペーンを実施するとともに、相談窓口の広報を行う。

イ 「子供の人権」の啓発を推進する。

(ア) お互いの人権を尊重する意識の高揚を図るイベントや研修会の中で、「子供の人権」について啓発する。

ウ 児童生徒の主体的な取組を推進する。

(ア) いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成を促進する。

(イ) 人権作文集や「子ども人権メッセージ」を活用し、児童会・生徒会活動や授業等において児童生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。

## 第4 いじめの未然防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

○いじめ防止対策推進法より

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国、県、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じて定める。学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。

- (2) 学校基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- (3) いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- (4) 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。
- (5) 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- (6) 自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- (7) 「いじめの未然防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- (8) 家庭・地域との連携を図りながら、基本方針の策定や説明に努める。
- (9) 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- (10) いじめの未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- (11) いじめの未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- (12) 重大事態への対処については、学校基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- (13) 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- (14) 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載やその他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 学校におけるいじめの未然防止等の対策のための組織

○いじめ防止対策推進法より

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校は、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの未然防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であるとともに、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てるが、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

また、いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

**【未然防止】**

(1) いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う  
役割

**【早期発見・事案対処】**

(2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(4) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含

む)があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(5) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

(6) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

(7) 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(8) 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

### 3 学校におけるいじめの未然防止等に関する対応

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、いじめの未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### ア 教職員の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大

切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめを受けた児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、

(ア) 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

(イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識をもって当たる。

(ウ) いじめを受けた児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

(エ) 教職員は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努める。

ことを念頭に置いて対応に当たる。

#### イ 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

(ア) 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

(イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

(ウ) 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

#### ウ 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の1つとなっている。逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての1つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### エ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止

等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめを受けたことを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

ア 彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」を活用する。

イ 「体罰といじめの根絶をめざして一人権を尊重し信頼関係に立つ教育の推進―」（平成9年7月15日桶川市教育委員会発行）を活用する。

## 4 いじめに対する対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録

しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(1) いじめを行った児童生徒への指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(2) いじめを受けた児童生徒への支援

「いじめを受けた側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日ごろから温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(3) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、いじめを受けた児童生徒の気持ちになって考えさせ、いじめを行った児童生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(5) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

ア 話合いなどを通して、いじめを考える。

イ 見て見ぬふりをしないよう指導する。

ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

- エ いじめは許さないという断固たる教職員の姿勢を示す。
- オ 道德教育の充実を図る。
- カ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- キ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

#### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く察する必要がある。

#### (7) 懲戒及び出席停止

いじめを行った児童生徒に対し、校長及び教員が教育上必要があると認めるときは、法第25条により当該児童生徒に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。

また、教育委員会は、法第26条により、いじめを受けた児童生徒その他の児童生

徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、出席停止等の必要な措置を講ずることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることを踏まえ、懲戒を加えたり出席停止の措置を講じたりする際は、教育的配慮に十分留意し、いじめを行った児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うものとする。

○いじめ防止対策推進法より

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

## 第5 重大事態への対処

### 1 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。  
学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- (3) 重大事態が発生した場合、校長は教育委員会を通じて市長へ報告する。
- (4) 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- (5) 上記(4)の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。ただし、法第23条第2項に基づく調査により

事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

- (6) 上記(4)の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- (7) 上記(4)の調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする)。
- (8) 上記(4)の調査結果は、校長は教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- (9) 上記(8)の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行う。
- (10) 上記(9)の調査の主体は、上記(9)の調査結果をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する(適時、適切な方法で経過や結果を報告する)。
- (11) 市長は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- (12) 上記(9)の調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

## 2 教育委員会又は学校による調査

○いじめ防止対策推進法より

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、法第28条の各号に規定する状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

また、いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は教育委員会を通じて市長へ報告する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

校長は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会へ報告し、報告を受けた

教育委員会は市長に報告する。また、この際、基本的には学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと、教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、対策委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、対策委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導又は人的措置も含めた適切な支援を行う。

#### エ 調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

なお、教育委員会が調査主体となる場合は、対策委員会を当該調査を行うための組織とする。この場合、対策委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

#### オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は教育委員会は、対策委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

#### (ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校がより積極的に指導・支援するとともに関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

○いじめ防止対策推進法より

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、

その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。また、学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

### (3) 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会を通して市長に報告する。

上記(2)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

○いじめ防止対策推進法より

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

### (1) 再調査

法第30条又は第31条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

この調査は、市長が設置した再調査委員会が行う。

再調査についても、学校や対策委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市長が設置した再調査委員会において、個人のプライバシーに対する必要な配慮を行う。

## 第6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況等を勘案して、連絡協議会において毎年度、基本方針にある各

施策の効果を検証し、基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、各学校の学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。